

世帯調書（新規・継続）									
申請者氏名					受療者氏名				
受療者の属する世帯構成	(1) 世帯構成員名	続柄	生年月日	職業 (勤務先)	(2) 階層区分	(3) 所得割額	(4) 備考		
(5) 者世帯外扶養義務	氏名								
	住所								
	氏名								
	住所								

【記載要領】

(1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一つにしている者をいいます。本人を含めて、全世帯構成員を記載してください。

「扶養義務者」とは、父母、祖父母、兄弟姉妹、そのほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父叔母等、民法第 877 条に定められている者です。次の(2)、(3)、(5)で参照のこと。

(2) 「階層区分」の欄には、児童本人、扶養義務者について次により記号で記入してください。

なお、注(1)を参照のこと。

ア 現在生活保護法の被保護者である場合…………… a
(生活扶助のほか医療扶助等を受けている場合も含みます。)

イ a にあたる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税が課税されていない

- か又は免除になっている場合…………… b
- ウ a 又はbにあたる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税均等割のみ課税されている場合…………… c
- エ a、b 又はcにあたる場合を除いて、本年度（不明のときは前年度）の市町村民税所得割が課税されている場合…………… d
- (3) 階層区分がdである者（児童本人の扶養義務者で所得割を課税されている者）については、その所得割の年額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は補装具の交付（修理）を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記載してください。
- (6) 寡婦又は寡夫のみなし適用の申請があった者についてのみ、所得税の再計算を行います。なお、所得の再計算を行うにあたり、申請者と児童の戸籍全部事項証明の提出も併せて必要になります。

注(1) 扶養義務者の階層区分について、次の例により、それを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、児童本人又は扶養義務者で18才未満の者は、未就業であれば証明書は不要です。

(ア) 階層区分 a の証明

被保護者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は児童委員の証明書

(イ) 階層区分 b の証明

市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書

(ウ) 階層区分 c の証明

市町村民税が均等割のみか所得割も課税されているかどうかを明らかにした市町村長の証明書

(エ) 階層区分 d の証明

市町村民税所得割が課税されているかどうかを明らかにした市町村長の証明書

注(2) 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、四万十市に届け出て下さい。